

ID: 393

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	高額介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第51条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第51条の規定による。 (高額介護サービス費の支給) 第51条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考	介護指導給付係		
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日